

特定創業支援等事業を受けたことの証明
交付対象者チェックリスト

本チェックリストは、証明書発行申請時に申請書と一緒にご提出ください。
基準日は、カリキュラム修了後、練馬区に証明書発行の申請を行う時点です。

1 事業を営んでいない個人または創業後5年未満の方が対象となります。

※(1)または(2)のいずれかにおいて、すべてにチェックが入る方が対象

(1) 事業を営んでいない個人の場合

個人事業主として開業届を提出していない。

または個人事業主として開業したが、廃業届を提出している。

法人の代表者でない。

または法人の代表者であったが、代表者をおりている。もしくは法人の清算完了の登記を行っている。

(2) 創業後5年未満の方

創業（個人事業主であれば開業届、法人の代表者であれば法人設立届等に記載の日）から5年を経過していない。

優遇措置を受ける事業は、第2創業（2社目の創業）でない。

※個人事業主として開業済みの方のうち、個人事業主から法人成りする場合は対象となります。個人事業主としての事業を継続しつつ全く新たな事業の法人を立ち上げる場合は、対象となりません。

2 原則、練馬区内で創業をする方が対象となります。

創業する事業の本店所在地は、練馬区内である。

創業する事業の本店所在地が練馬区内でない場合、会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減や日本政策金融公庫「新規開業資金」の貸付利率の引き下げ等の優遇措置を受けられないことを確認した。

上記内容に、相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

記入例

特定創業支援等事業を受けたことの証明
交付対象者チェックリスト

本チェックリストは、証明書発行申請時に申請書と一緒にご提出ください。
基準日は、カリキュラム修了後、練馬区に証明書発行の申請を行う時点です。

1 事業を営んでいない個人または創業後5年未満の方が対象となります。

※(1)または(2)のいずれかにおいて、すべてにチェックが入る方が対象

(1) 事業を営んでいない個人の場合

個人事業主として開業届を提出していない。

または個人事業主として開業したが、廃業届を提出している。

法人の代表者でない。

または法人の代表者であったが、代表者をおりている。もしくは法人の清算完了の登記を行っている。

(2) 創業後5年未満の方

創業（個人事業主であれば開業届、法人の代表者であれば法人設立届等に記載の日）から5年を経過していない。

優遇措置を受ける事業は、第2創業（2社目の創業）でない。

※個人事業主として開業済みの方のうち、個人事業主から法人成りする場合は対象となります。個人事業主としての事業を継続しつつ全く新たな事業の法人を立ち上げる場合は、対象となりません。

2 原則、練馬区内で創業をする方が対象となります。

創業する事業の本店所在地は、練馬区内である。

創業する事業の本店所在地が練馬区内でない場合、会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減や日本政策金融公庫「新規開業資金」の貸付利率の引き下げ等の優遇措置を受けられないことを確認した。

上記内容に、相違ありません。

令和 ●年 ●月 ●日

申請者氏名

練馬 太郎